

厚生労働大臣が定める掲示事項（WEB版）
1.保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する省令関係
「当院は保険医療機関の指定を受けています」

2．療養担当規則等に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項

地方厚生局長へ届け出た全ての届出医療

- ・医療DX推進体制整備加算Ⅰ
- ・外来データ提出加算
- ・がん治療連携指導料
- ・CT撮影（16～64列未満）マルチスライス
- ・外来在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）
- ・外来在宅ベースアップ評価料（Ⅱ）4
- ・遠隔モニタリング加算（在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料）

明細書の発行状況に関する事項

当院では、医療の透明化や患者さんへの情報提供を積極的に推進していく観点から、領収書発行の際に個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。

また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても、明細書を無料で発行いたします。

なお、明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、その点御理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合のその代理の方への発行も含めて、自己負担のある方で明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にごその旨お申し出下さい。

3．施設基準や点数表の算定要件において院内掲示の内容が具体的に示されているもの

医療情報取得加算/医療DX推進体制整備加算

- 当院では、オンライン資格確認等システムを活用して以下の取り組みを行っています。
- ① 受診歴、薬剤情報、特定健診情報その他必要な診療情報を取得・活用して診療を行っています。
 - ② マイナ保険証を促進する等、医療DXを通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでいます。
 - ③ 電子処方箋の発行及び電子カルテ情報共有サービスなどの医療DXにかかる取り組みを実施予定です。

後発医薬品使用体制加算/一般名処方加算

当院では、医療費抑制策の一環として厚生労働省が促進しているジェネリック医薬品の採用を積極的に行っております。

また、院外処方箋の医薬品を一般名（成分名）で記載することで、調剤薬局にてジェネリック医薬品を調剤しても良い形となりました。これを受け、医薬品の供給が不安定な状況等を踏まえ、一部医薬品に関しましては一般名処方させて頂く事がございます。ご理解のほど、宜しくお願い致します。

ジェネリック医薬品とは、これまで使われてきたお薬の特許が切れた後に同等の同質で製造販売されるお薬で、以下の特徴があります。

- 1．先発医薬品より安価で経済的
- 2．効き目や安全性は先発医薬品と同等
- 3．様々な病気や症状に対応している

なお、後発医薬品(ジェネリック医薬品)があるお薬で、先発医薬品を希望される場合は特別の料金をお支払い頂きます。

4．保険外負担に関するもの

療養の給付と直接関係ないサービス等の費用徴収

診断書料（領収証明書等）	¥1,100
診断書料（当院規格診断書等）	¥3,300
診断書料（保険会社用診断書等）	¥5,500
診断書料（身体障害認定用等）	¥11,000
レントゲン画像複写料	¥550
診察券再発行料	¥55